

## 調査研究委員会設置運営要綱

制 定	昭和 53 年	6 月	1 日	評価センター要綱第 1 号
一部改正	昭和 56 年	4 月	1 日	評価センター要綱第 1 号
一部改正	平成 2 年	3 月 26 日		評価センター要綱第 1 号
一部改正	平成 9 年	4 月	1 日	評価センター要綱第 1 号
一部改正	平成 12 年	4 月	1 日	評価センター要綱第 1 号
一部改正	平成 13 年	4 月	1 日	評価センター要綱第 1 号
全部改正	平成 15 年	3 月 28 日		評価センター要綱第 1 号
一部改正	平成 17 年	4 月	1 日	評価センター要綱第 1 号
一部改正	平成 19 年	5 月 11 日		評価センター要綱第 1 号
一部改正	平成 23 年	6 月 24 日		評価センター要綱第 1 号
一部改正	平成 25 年	12 月 19 日		評価センター要綱第 3 号
一部改正	令和 3 年	3 月 30 日		評価センター要綱第 1 号
一部改正	令和 5 年	6 月 12 日		評価センター要綱第 1 号

### (趣旨)

第 1 一般財団法人資産評価システム研究センター（以下「センター」という。）の調査研究委員会の設置及び運営については、この要綱の定めるところによる。

### (調査研究委員会の設置)

第 2 センターに次の調査研究委員会を置く。

- (1) 地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会
- (2) 固定資産税制度に関する調査研究委員会
- (3) 資産評価システムに関する調査研究委員会
- (4) 土地に関する調査研究委員会
- (5) 家屋に関する調査研究委員会
- (6) 償却資産に関する調査研究委員会
- (7) 固定資産評価基準に関する調査研究委員会
- (8) 固定資産評価事務の民間委託に関する調査研究委員会

### (調査研究委員会の構成)

第 3 調査研究委員会は、それぞれ委員及び専門員をもって構成する。

- 2 調査研究委員会に、それぞれ委員長を置く。
- 3 調査研究委員会に、それぞれ副委員長を置くことができる。

### (委員等の委嘱)

第 4 委員及び専門員は、理事長が委嘱する。

- 2 調査研究委員会の委員長は、理事長が指名した委員をもって充てる。
- 3 調査研究委員会の委員長は、会務（第 6 に係るものを除く。）を総理する。
- 4 調査研究委員会の副委員長は、委員長が指名した委員をもって充てる。
- 5 調査研究委員会の副委員長は、委員長の職務を代理する。

**(委員等の委嘱期間)**

第5 委員及び専門員の委嘱期間は、1年とする。

**(部会又は小委員会)**

第6 調査研究委員会には、必要に応じ部会又は小委員会を置くことができる。

2 部会又は小委員会に属する委員及び専門員は、調査研究委員会の委員長が指名する。

3 部会又は小委員会に、部会長又は小委員長を置く。

4 部会長又は小委員長は、部会又は小委員会に属する委員のうちから調査研究委員会の委員長が指名する。

5 部会長又は小委員長は、部会又は小委員会の会務を総理する。

**(参考人の出席)**

第7 調査研究委員会の委員長、部会長及び小委員長は、委員会、部会及び小委員会に参考人の意見を聴取することができる。

**(庶務)**

第8 調査研究委員会の庶務は、センター事務局において、処理する。

**(会議の開示)**

第9 調査研究委員会の会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、議事要旨を作成し、公表することとする。ただし、理事長が必要と認めるときは非公表とすることができる。

**(雑則)**

第10 この要綱に定めるものを除くほか、調査研究委員会、部会及び小委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が調査研究委員会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成19年5月11日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成23年6月27日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和5年6月12日から実施する。